

告 示

埼玉県告示第千百九十九号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十九年十一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院		撤回日
名称	所在地	
社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院	埼玉県狭山市鵜ノ木一番三十三号	平成二十九年十月三十一日
一般社団法人巨樹の会新 久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見四百十八番地一	同右